

「変化する賃金・雇用制度の下における男女間賃金格差に関する研究会」 開催要綱

1 趣旨

我が国における男女間賃金格差は、長期的に見て縮小傾向にあるが、欧米諸国と比較すると依然として大きい。

男女間賃金格差は、性差別のみならず職種、職階、勤続年数の違いなど様々な要因により生じるものであることから、その縮小を図るためには、それぞれの要因の詳細な分析に基づいた対策を講じる必要がある。

そこで、独立行政法人労働政策研究・研修機構の調査研究をもとに、近年の男女間賃金格差の状況を把握するとともに、企業における賃金・雇用管理制度やその運用が男女間賃金格差に与えた影響について分析し、諸外国の男女間賃金格差の状況や関連施策も踏まえつつ、男女間賃金格差縮小のためのより効果的な対応方策について検討を行う。

2 主な検討事項

- ・ 男女間賃金格差の生成要因及び企業における賃金・雇用管理制度との関係に関すること。
- ・ 男女間賃金格差を生まない、または縮小させるような賃金・雇用管理制度のあり方、運用に関すること。
- ・ 男女間賃金格差縮小のための労使の取組及びその促進方策に関すること。

3 運営

- ・ 当研究会は、雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課長が有識者の参集を求めて開催する。
- ・ 当研究会には、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- ・ 当研究会の座長は、参集者の中から互選により選出し、座長代理は必要に応じて座長が指名する。
- ・ 当研究会の庶務は、雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課で処理する。